

法 令 等 名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項	第26条第1項
処 分 の 概 要	風俗営業の許可の取消し又は営業停止命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	
処 分 基 準	別紙のとおり。
問 い 合 わ せ 先	生活安全部保安課行政第三係 (電話 06-6943-1234 内線 31741)
備 考	